

総合事業における 事業所指定について

平成29年1月31日(火)
川西町福祉部長寿介護課

総合事業における事業所指定について

- 総合事業における事業所の指定権者は川西町。
新規指定申請、更新申請、変更届、加算届等の届出は川西町に提出します。
- 総合事業に係る事業所指定は、川西町の被保険者及び川西町に住民票のある住所地特例者のみに効力を有します。

みなし指定について(現行相当)

平成27年3月31日以前に都道府県より介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所

- ・この事業所は、平成27年4月1日に介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者として既にみなされています。(みなしは手続き不要、全国共通)
- みなし期間:平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。それ以降は市町村が指定します。

みなし指定を受けている事業所
平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護
又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所

< 手続不要 >

※平成30年4月1日以降も現行相当サービスの
実施を希望する場合は、更新申請が必要。

【サービスコード:A1、A5】

新規指定について(現行相当)

平成27年4月1日以降に都道府県より介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所

・この事業所は、みなし指定事業所ではありません。
各市町村の総合事業の現行相当サービス開始時に、市町村の指定を受ける必要があります。

みなし指定を受けていない事業所
平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所

<申請手続必要>

【サービスコード:A2, A6】

○人員及び設備に関する基準は、指定介護予防訪問介護(通所介護)と同等の基準とします。

総合事業サービスコード及び 事業所指定について

コード	サービス名	指定	備考
A1	訪問介護相当サービス (みなし)	不要	平成27年3月以前からの指定介護予防訪問介護事業所で、総合事業のみなし指定を受けている事業所が使用。(平成30年3月まで。平成30年以降は、申請必要。)
A2	訪問介護相当サービス (新規)	要	平成27年4月以降、新規に介護予防訪問介護の指定を受けた等の事業所が使用。 事業所指定の申請と事業所算定届けを川西町に提出。
A5	通所介護相当サービス (みなし)	不要	平成27年3月以前からの指定介護予防通所介護事業所で、総合事業のみなし指定を受けている事業所が使用。(平成30年3月まで。平成30年以降は、更新申請必要。)
A6	通所介護相当サービス (新規)	要	平成27年4月以降、新規に介護予防通所介護の指定を受けた等の事業所が使用。 事業所指定の申請と事業所算定届けを川西町に提出。
AF	介護予防ケアマネジメント	不要	地域包括支援センターが使用。

指定の有効期限

サービス種別	有効期限
介護事業所	指定を受けてから6年毎に更新
旧介護予防訪問(通所)介護事業所	平成30年3月31日まで。平成30年4月1日以降は自動的に廃止
総合事業のみなし指定事業所の 介護予防訪問(通所)介護相当サービス	平成30年3月31日まで有効期限あり。継続の場合は事前に指定申請が必要
総合事業のみなしを受けていない事業所の 介護予防訪問介護(通所)介護相当サービス	指定を受けてから6年毎に更新

事業所指定に係る必要書類

1. 申請書
 2. 町長が定めた必要事項を記載した付表(サービス別)
 3. 定款又は寄付行為
 4. 法人登記事項証明書
 5. 管理者の経歴
 6. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
 7. 【訪問型】サービス提供責任者の経歴書及び資格証の写し
【通所型】生活相談員の経歴書及び資格証の写し
 8. サービス提供実施単位一覧表
 9. 事業所平面図・外観及び内部の様子が分かる写真
 10. 運営規程
 11. 当該申請に係る資産の状況
 12. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 13. 誓約書及び役員名簿
 14. 従業者の清潔の保持・健康状態の管理についてわかるもの
 15. 個人情報の取り扱いについて定めたもの
 16. 事故発生時の対応について定めたもの
- 【加算算定を受ける場合のみ】
15. サービス事業費算定に係る体制等に関する届出書、必要な添付書類

定款について

「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」が総合事業に移行されることに伴い、該当する事業所においては事業の根拠となる**法人としての定款変更**が必要。⇒各法人での対応は必要。

平成30年3月31日までは、事業所では「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」と総合事業を併用し実施する可能性があるため、新規に双方のサービスを指定するためには2種類の記載が必要。

【例】

「介護保険法に基づく介護予防訪問(通所)介護又は第一号訪問(通所)事業」

- ・ ※「みなし指定の場合(コードA1、A5)」みなし指定の期間は、当該事業所に定款を求めることはありませんが、みなし指定の有効期間以降は、事業者は川西町が定める指定基準により指定の更新を受けなければならず、この更新までに定款への記載をしておく必要があります。ない場合は指定できません。

契約書・重要事項説明書の変更点

契約書、重要事項説明書等については、サービス名称変更が必要。

介護予防訪問（通所）介護



【例】介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問(通所)事業

平成29年3月末までに各事業所が利用者とサービス利用の契約が出来るよう、各書類を見直し、適正に契約行為が行なえるよう各自書類整備が必要です。

※川西町は平成29年4月から総合事業の訪問、通所の各サービスを開始しますが、現在認定のある要支援者については、更新により総合事業に移行する随時移行とします。また、新規対象者については、総合事業の契約となります。

契約書・重要事項説明書等の変更点

変更点	移行前	移行後
サービス種類	介護予防訪問(通所)介護	【例】介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業(介護予防訪問介護相当)又は、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業(介護予防通所介護相当)
介護予防計画の名称	介護予防訪問(通所)介護計画	【例】第一号訪問サービス(介護予防訪問介護相当)計画書 第一号通所サービス(介護予防通所介護相当)計画書
		※従来の総合事業に移行後にサービスを提供する場合には、サービス計画書の表題は、「介護予防サービス計画書」ではなく、「第1号訪問サービス(介護予防訪問介護相当計画書)」等に修正し、現行のものを流用して処理してください。なお、計画書に要支援等の区分が記載されている場合には、新たに「事業対象者」の区分を設けてください。
記録の保存期間		
①サービス費の額の算定の基礎となる記録	サービスを提供した日から5年	サービスを提供した日から5年
②上記①以外の記録 (サービス内容、苦情、その他)	完結した日から2年	完結した日から3年

指定申請等に関する留意点について

●各指定を受ける場合は、事前に電話予約(0745-44-2635)をした上で窓口にて早めの申請をお願いします。

⇒必要書類が締切日に揃わなかった場合は、指定が1ヶ月以上遅れる場合があります。また、郵送による申請は不可です。

●様式は各市町村で基準等が異なるため、必ず川西町の様式を使用してください。様式はホームページに掲載します。

事業所指定のスケジュールについて

- 事業所指定受付⇒毎月1日から
- 受付期間⇒1ヶ月単位
- 書類確認・指定決定⇒申請月の翌月
- サービス開始⇒申請月の翌々月

<申請例>

事業所指定申請	2月中
書類確認・指定決定	3月中
サービス開始	4月サービス開始